

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

- 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)
- 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)
- 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

一 次の書類の様式を定めることとした。(第二条〜第十条、第十三条、第十六条、様式関係)

- 1 設立許可申請書
  - 2 設立登記完了届出書
  - 3 業務・財産状況等報告書
  - 4 事業計画(収支予算)変更届出書
  - 5 定款(寄附行為)変更認可申請書
  - 6 登記事項変更届出書
  - 7 役員変更届出書
  - 8 長期借入承認申請書
  - 9 基本財産処分(担保提供)承認申請書
  - 10 解散許可申請書
  - 11 残余財産処分許可申請書
  - 12 公益法人解散届出書
  - 13 清算人就職届出書
  - 14 清算終了届出書
- 二 一の5及び10の書類の提出部数を一部(現行二部)に減じることとした。(第十七条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正（別表関係）

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対 象 収 入 額		金 額 (一)		人 月 額	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	現 行	改 正 後
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八三九、五二〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八七三、一二〇円以下	一五〇、五三〇円 一五一、七三〇円	一四九、五三〇円 一五〇、七三〇円	一五〇、二三〇円 一五一、四三〇円	一五〇、七三〇円 一五一、七三〇円
十八階層	三、八三九、五二一円以上	三、八七三、一二一円以上	一五一、二三〇円 一五二、四三〇円	一五〇、二三〇円 一五一、四三〇円	一五一、二三〇円 一五二、四三〇円	一五一、七三〇円 一五二、九三〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正（附則別表関係）

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八七三、一二一円以上（現行三、八三九、五二一円以上）とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金 額 (一)		人 月 額	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	現 行	改 正 後
C十階層	一五〇、五三〇円	一四九、五三〇円	一五一、七三〇円	一五〇、七三〇円
D階層	一五一、二三〇円	一五〇、二三〇円	一五二、四三〇円	一五一、四三〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正（別表関係）

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対 象 収 入 額		金 額 (一)		人 月 額	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	現 行	改 正 後
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八三九、五二〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八七三、一二〇円以下	一五〇、五三〇円 一五一、七三〇円	一四九、五三〇円 一五〇、七三〇円	一五〇、九三〇円 一五二、一三〇円	一四九、九三〇円 一五〇、七三〇円
十八階層	三、八三九、五二一円以上	三、八七三、一二一円以上	一五〇、九三〇円 一五二、一三〇円	一四九、九三〇円 一五〇、七三〇円	一五〇、九三〇円 一五二、一三〇円	一四九、九三〇円 一五〇、七三〇円

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正（附則別表関係）

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八七三、一二一円以上（現行三、八三九、五二一円以上）とするともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金 額 (一)		人 月 額	
	大居室を使用する場合	改 正 後	現 行	改 正 後
C十階層	一五〇、五三〇円	一五一、七三〇円	一四九、五三〇円	一五〇、七三〇円
D階層	一五〇、九三〇円	一五二、一三〇円	一四九、九三〇円	一五一、一三〇円

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 看護職員に保健士を加えることとした。
- 二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

- 一 県立倉吉高等技術専門学校のO.Aシステム科の訓練生定員を二十人（現行三十人）に変更することとした。（第二条関係）
- 二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

- 一 県立布勢総合運動公園の陸上競技場の利用時間を次のとおり延長することとした。

現 行	改 正 後
午前九時から午後五時（四月一日から九月三十日までの間にあつては、午後七時）まで	午前九時から午後九時まで

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

- 一 二級建築士又は木造建築士の免許申請書及び免許証、実務経

歴書並びに建築士事務所登録通知書の用紙規格に関する規定を削除することとした。

- 二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- 一 手数料を次のとおり引き上げることとした。（別表関係）

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
1 食鳥処理事業許可申請手数料	一万八千円	一万九千円
2 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	九千円	一万円
3 確認規程認定申請手数料	四千四百円	五千三百円
4 確認規程変更認定申請手数料	千九百円	二千二百円
5 犬の登録手数料 一頭につき	二千二百円	二千二百円
6 狂犬病予防注射済票交付手数料	四百八十円	五百三十円
7 犬の鑑札の再交付手数料	八百四十円	九百円
8 狂犬病予防注射済票再交付手数料	二百九十円	三百三十円
9 一般と畜場設置許可申請手数料	一万八千円	二万千円
10 簡易と畜場設置許可申請手数料	八千八百円	一万円
11 病院開設許可手数料	三万三千円	四万円
12 診療所開設許可手数料	一万五千円	一万八千円
13 助産所開設許可手数料	九千五百円	一万千円
14 病院検査手数料	三万六千円	四万二千円
15 診療所検査手数料	一万八千円	二万千円

16	助産所検査手数料	一万四千元	一万六千元
17	老人保健施設開設許可手数料	五万二千元	六万七千元
18	老人保健施設変更許可手数料	二万六千元	三万二千元
19	供血あつせん業許可申請手数料	七千五百円	九千三百円
20	大麻取扱者免許申請手数料	五千三百円	六千五百円
21	大麻取扱者登録変更手数料	二千円	三千円
22	大麻取扱者免許証再交付手数料	二千円	三千円
23	肥料登録手数料	一万四千元	一万七千元
24	肥料取締法第四条第一項第三号の肥料に係るもの 肥料登録更新手数料	二千八百円	三千五百円
25	同項第四号の肥料に係るもの 家畜商免許手数料	五千七百元	六千九百元
26	家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が五人以上である場合 家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が一人以上四人以下である場合 その他の場合	二千二百円 千六百元 千四百円	二千五百円 千九百元 千六百元
27	家畜商免許証書換え交付手数料	八百円	千円
28	家畜市場登録申請手数料 地域家畜市場に係るもの その他の家畜市場に係るもの	千円 一万五千元 三万七千元	千円 一万七千元 四万三千元

29	家畜市場登録証書換え交付手数料	三千二百円	三千八百円
30	家畜市場登録証再交付手数料	五千三百円	六千四百円
31	種畜証明書書換え交付手数料	七百元	七百六十円
32	種畜証明書再交付手数料	七百元	七百六十円
33	転飼許可手数料	二千円	二千三百円
34	一場所の最高限度額 一場所につき限度額以内において一ほう群につき と畜場直送証明書又は家畜移動許可書の交付手数料	百三十円	百五十円
35	家畜移動証明書交付手数料	千円	千二百円
36	家畜投票手数料	六百四十円	六百七十円
37	家畜注射又は家畜薬浴の手数料 豚の流行性脳炎、気腫、牛の流行性感 冒、ニールカッスル病又は豚丹毒に係るものを除く。	千三十円	千円
38	ふ化業者登録申請手数料	六千八百円	七千九百元
39	ふ化場確認申請手数料	六千八百円	七千九百元
40	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の再交付手数料	千七百元	千九百元
41	漁業権免許申請手数料	三千円	三千六百元
42	漁業権共有認可申請手数料	三千円	三千六百元
43	漁業権分割変更免許申請手数料	二千三百円	二千五百円
44	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	千円	千二百円
45	漁業権移転認可申請手数料	千円	千二百円

46	休業中の漁業許可申請手数料	二千三百円	二千五百円
47	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	二千四百円	二千九百円
48	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	二千円	二千四百円
49	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料 用紙一枚につき	四百二十円	五百円
50	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料 用紙一枚につき	四百二十円	五百円
51	免許漁業原簿閲覧手数料	二百二十円	二百七十円
52	漁船登録申請手数料		
	無動力漁船	一隻につき	四千五百円
	総トン数二十トン未満の動力漁船	一隻につき	五千九百円
	総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船	一隻につき	六千三百円
	総トン数百トン以上の動力漁船	一隻につき	六千七百元
53	漁船登録票再交付手数料	一隻につき	千九百円
54	漁船検認手数料	一隻につき	二千九百円
55	漁船登録変更申請手数料		
	無動力漁船	一隻につき	二百円
	総トン数二十トン未満の動力漁船	一隻につき	二千九百円
	総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船	一隻につき	三千二百円
	総トン数百トン以上の動力漁船	一隻につき	三千四百円
56	漁船登録謄本交付手数料 用紙一枚につき	三百円	四百十円

57	船籍票交付手数料	一隻につき	三万千円	三万七千円
	知事が船舶の検査を行う場合			
	知事が船舶の検査を行わない場合	一隻につき	六千二百円	七千五百円
58	小型船舶検査手数料	一隻につき	二千七千円	三万二千円
	全部の検査又は上甲板下全部の検査を行う場合			
	その他の検査を行う場合	一隻につき	一万九千円	二万二千円
59	船籍票記載事項変更手数料			
	総トン数の変更に係る場合			
	知事が船舶の検査を行う場合	一隻につき	二万円	二万四千円
	知事が船舶の検査を行わない場合	一隻につき	三千百円	三千七百円
	その他の場合	一隻につき	三千百円	三千七百円
60	船籍票書換え手数料	一隻につき	三千百円	三千七百円
61	船籍港変更後の船籍票交付手数料	一隻につき	三千百円	三千七百円
62	船籍票再交付手数料	一隻につき	三千百円	三千七百円
63	船籍票検認手数料	一隻につき	八千三百円	一万千円
64	船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料 用紙一枚につき		七百三十円	九百円
65	小型漁船総トン数測定手数料	一隻につき	二万七千円	三万二千円
	全部の容積の測定又は上甲板下全部の容積の測定を行う場合			
	その他の容積の測定を行う場合	一隻につき	一万九千円	二万二千円

66 建設業許可申請手数料

七万円。 八万円。

67 建設業許可更新申請手数料

三万円 四万円

68 建設機械の打刻又は検認の申請手数料  
一個につき

二万七千円 三万二千元

69 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料

二万五千元 三万円

70 開発行為許可申請手数料

(一) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為

開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合  
七千円 八千四百円  
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合  
一万七千円 二万二千円  
開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合  
三万五千元 四万二千元  
開発区域の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合  
七万円 八万四千元  
開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合  
十万円 十三万円  
開発区域の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合  
十四万円 十七万円  
開発区域の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合  
十七万円 二十一万円

開発区域の面積が十ヘクタール以上の場合

二十四万円 二十九万円

(二) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの、建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合  
一万円 一万三千元  
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合  
二万四千元 二万九千元  
開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合  
五万二千元 六万三千元  
開発区域の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合  
九万八千元 十二万円  
開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合  
十六万円 十九万円  
開発区域の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合  
二十二万円 二十六万円  
開発区域の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合  
二十七万円 三十三万円  
開発区域の面積が十ヘクタール以上の場合  
三十八万円 四十六万円

(三) その他の開発行為

開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合  
七万円 八万四千元  
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合  
十万円 十三万円  
開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合  
十六万円 十九万円  
開発区域の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合  
二十一万円 二十五万円  
開発区域の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合  
三十一万円 三十八万円

開発区域の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	四十一万円	五十万円
開発区域の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合	五十三万円	六十四万円
開発区域の面積が十ヘクタール以上の場合	七十一万円	八十五万円
71 開発行為変更許可申請手数料	七十一万円	八十五万円
変更許可申請一件の最高限度額	八千六百元	一万円
72 開発行為に関する設計の変更及び土地の開発区域への編入に係る変更以外の変更	三万七千円	四万五千円
73 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	二万二千円	二万五千円
74 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	五千七百元	六千七百元
75 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	一万五千円	一万八千円
敷地の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	三万二千元	三万八千元
敷地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	五万七千元	六万七千元
敷地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合	八万円	九万四千元
76 市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料	六千二百円	七千二百円
宅地の面積が一ヘクタール未満の場合	九千八百円	一万二千元
宅地の面積が一ヘクタール以上の場合		

76 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	千四百円	千七百円
(一) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が一ヘクタール未満の場合	二千二百円	二千六百元
(二) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が一ヘクタール以上のものである場合	一万四千円	一万七千円
(三) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(一)及び(二)以外のものである場合	三百八十円	四百五十円
77 開発登録簿の写しの交付手数料 用紙一枚につき	十万円	十三万円
78 優良宅地造成認定申請手数料	十六万円	十九万円
造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	二十一万円	二十五万円
造成宅地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	三十一万円	三十八万円
造成宅地の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合	四十一万円	五十万円
造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	五十三万円	六十四万円
造成宅地の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合		



79  
 優良住宅新築認定申請手数料  
 造成宅地の面積が十ヘクタール以上の場合  
 七十一万円  
 八十五万円

新築住宅の床面積の合計が百平方メートル以下の場合  
 五千二百円  
 六千円  
 新築住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下の場合  
 七千二百円  
 八千四百円

新築住宅の床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以下の場合  
 一万円  
 一万二千元  
 新築住宅の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以下の場合  
 二万九千元  
 三万四千元

新築住宅の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下の場合  
 三万五千元  
 四万二千元  
 新築住宅の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合  
 四万七千元  
 五万六千元

80  
 良質住宅新築認定申請手数料

新築住宅の床面積の合計が百平方メートル以下の場合  
 五千二百円  
 六千円

新築住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下の場合  
 七千二百円  
 八千四百円

新築住宅の床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以下の場合  
 一万円  
 一万二千元

新築住宅の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以下の場合  
 二万九千元  
 三万四千元

新築住宅の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下の場合  
 三万五千元  
 四万二千元

新築住宅の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合  
 四万七千元  
 五万六千元

81 特定住宅用地認定申請手数料  
 三万九千元 四万六千元  
 82 譲渡予定価額審査手数料  
 三万六千元 四万二千元

二 機械器具交換認定書交付手数料、特定住宅地造成事業認定申請手数料及び特定住宅建設事業認定申請手数料を削除することとした。

三 その他の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

一 物品寄附申込書及び物品借受申込書の用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他の書類の様式は、知事が別に定めることとし、それらの様式の規定を削除することとした。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

一 督促歳入金整理簿の作成を不要とすることとした。(第四条、様式第二号関係)

二 欠損処分を行うべき債権に関する規定の整備を行うこととした。(第十三条関係)

三 債権増減通知書、債権記録簿及び過年度税外未収金調書の用規格に関する規定を削除することとした。(様式第四号、様式

第五号、様式第六号関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

### 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第八号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和五十三年九月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「申請書」を「設立許可申請書（様式第一号）」に改める。

第三条中「登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を」を「遅滞なく、設立登記完了届出書（様式第二号）に登記簿の謄本を添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第四条中「次に掲げる書類を」を「業務・財産状況等報告書（様式第三号）に次に掲げる書類を添えて」に改める。

第五条中「ときは、」の下に「遅滞なく、事業計画（収支予算）変更届出書（様式第四号）に」を加え、「添え、遅滞なくその旨を」を「添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第六条中「申請書」を「定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第五号）」に改める。

第七条の見出し中「登記事項等」を「登記事項」に改め、同条第一項中「による登記」の下に「（同法第四十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係るものを除く。）」を加え、「登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を」を「遅滞なく、登記事項変更届出書（様式第六号）に登記簿の謄本を添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八条を次のように改める。

（役員の変更の届出）

第八条 公益法人は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、役員変更届出書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出が次のいずれかに係るものであるときは、役員変更届出書に、それぞれに定める書類を添付しなければならない。

一 理事の就任、退任又は氏名若しくは住所の変更 登記簿の謄本  
二 新たな理事又は監事の就任 その者の略歴を記載した書類

第十六条中「、第六条及び第十二条」を削り、同条を第十七条とする。  
第十五条中「財産の処分に関する」を「清算終了届出書（様式第十五号）に残余財産の処分及び負債の処理の結果を記載した」に改め、同条を

第十六条とする。

第十四条第一項中「遅滞なく」の下に「、公益法人解散届出書（様式第十三号）に」を加え、「第十二条の」を「第十三条の」に改め、同項第三号中「第十二条第一号」を「第十三条第一号」に改め、同条第二項中「遅滞なく」の下に「、清算人就職届出書（様式第十四号）に」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条中「申請書」を「残余財産処分許可申請書（様式第十二号）」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「申請書」を「解散許可申請書（様式第十一号）」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「その身分を示す証明書（別記様式）」を「身分証明書（様式第十号）」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「若しくは担保に供し、又は借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。以下同じ。）を借り入れる」を「又は担保に供する」に、「申請書」を「基本財産処分（担保提供）承認申請書（様式第九号）」に改め、同条第一号中「若しくは担保に供し、又は借入金を借り入れる」を「又は担保に供する」に改め、「及びその内容」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 基本財産を処分する場合にあつては、その相手方及び価格その他の条件を記載した書類

三 基本財産を担保に供する場合にあつては、担保される債権の債権者及び内容並びに債務の弁済計画を記載した書類

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（長期借入金の借入れの承認）

第九条 公益法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。）を借り入れることについて承認を受けようとするときは、長期借入承認申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 借入金を借り入れる理由を記載した書類
- 二 借入先、借入額及び利息その他の条件を記載した書類
- 三 借入金の償還計画を記載した書類
- 四 財産目録
- 五 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

本則に次の一条を加える。

（委任）

第十八条 この規則に定めるもののほか、公益法人の設立及び監督に関し必要な事項は、知事が定める。

別記様式中「（第十一添附表）」を「（第十二添附表）」に改め、同様式の表「（第十二添附表）」を「（第十三添附表）」に改め、同様式の裏「（第十二添附表）」を「（第十三添附表）」に改め、「その身分を示す証明書（別記様式）」を「身分証明書（様式第十号）」に改め、同様式を様式第十号とし、同様式の前に次の九様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

設 立 許 可 申 請 書

職 氏 名 殿

次の公益法人を設立したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

社 団 ・ 財 団 の 別	
名 称	
代 表 者 の 氏 名	
事 務 所	

様式第2号(第3条関係)

設 立 登 記 完 了 届 出 書

職 氏 名 殿

当法人の設立の登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

様式第3号(第4条関係)

業務・財産状況等報告書

職 氏 名 殿

当法人の業務、財産状況等について、別添のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

報告者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第4号(第5条関係)

事業計画(収支予算)変更届出書

職 氏 名 殿

当法人の 年度の事業計画(収支予算)を次のとおり変更したので、届けてます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

当初計画(予算)の届出年月日	年 月 日
変更内容	
変更理由	
変更議決の年月日	年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

定款（寄附行為）変更認可申請書

職 氏 名 殿

当法人の定款（寄附行為）を変更したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

様式第 6 号（第 7 条関係）

登記事項変更届出書

職 氏 名 殿

当法人の登記事項を次のとおり変更し、その登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第7号(第8条関係)

役員変更届出書

職 氏 名 殿

当法人の役員に次のとおり変更があつたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

変更事項及び 変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

様式第8号(第9条関係)

長期借入承認申請書

職 氏 名 殿

当法人は、長期借入金を借り入れたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊟

様式第 9 号 (第10条関係)

基本財産処分 (担保提供) 承認申請書

職 氏 名 殿

当法人の基本財産を処分したい (担保に供したい) ので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第十号の次に次の五様式を加える。

様式第11号 (第13条関係)

解 散 許 可 申 請 書

職 氏 名 殿

当法人は、定款 (寄附行為) 第 条の規定に基づき解散したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦



様式第12号 (第14条関係)

残余財産処分許可申請書

職 氏 名 殿

当法人の残余財産を処分したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

様式第18号 (第15条関係)

公益法人解散届出書

職 氏 名 殿

当法人は、年 月 日をもって解散したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊤

様式第14号 (第15条関係)

清 算 人 就 職 届 出 書

職 氏 名 殿

当法人に新たに清算人が就職したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

様式第15号 (第16条関係)

清 算 結 了 届 出 書

職 氏 名 殿

当法人の清算を結了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

㊦

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を

改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五〇、七三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、八三九、五二一元」を「三、八七三、一二一元」に、「一五一、二三〇円」を「一五二、四三〇円」に、「一五〇、二三〇円」を「一五一、四三〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、八三九、五二〇円」を「三、八七三、一二〇円」に、「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五〇、七三〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、

八三九、五二一元」を「三、八七三、一二一元」に、「一五一、二三〇円」を「一五二、四三〇円」に、「一五〇、二三〇円」を「一五一、四三〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五〇、七三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、八三九、五二一元」を「三、八七三、一二一元」に、「一五〇、九三〇円」を「一五二、一三〇円」に、「一四九、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、八三九、五二〇円」を「三、八七三、一二〇円」に、「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五〇、七三〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、八三九、五二一元」を「三、八七三、一二一元」に、「一五〇、九三〇円」を「一五二、一三〇円」に、「一四九、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「准看護婦」の下に「法第五十九条の二に規定する保健士」を加える。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表鳥取県立倉吉高等技術専門校の項中「OAシステム

科—三〇人」を「OAシステム科—二〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表鳥取県立布勢総合運動公園の項中

陸上競技場	第二補助競技場
野 球 場	第一補助競技場

を

陸上競技場	第二補助競技場
野 球 場	第一補助競技場

に改め、同表鳥取県立東

郷湖羽合臨海公園の項中「全天候型のものに限る」を「夜間照明施設のあるものを除く」に、「全天候型のものを除く」を「夜間照明施設のあるものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一号書式中「(通称B5)」を削る。

第二号書式中「(用紙A4)」を削り、「昭和二十五年法律第二十号「海陸士法」を「海陸士法(昭和二十五年法律第202号)」に改める。

第四号書式中「(B5)」を削る。

第五号書式中「(通称B5)」を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、当該手数料を徴収する事務に係る申請をするとき(別表第四百十五号から第四百七号までに掲げる手数料については、当該手数料を徴収する事務が行われたとき)に納付しなければならない。

別表第二号及び第三号を次のように改める。

二及び三 削除

別表第七十一号の七中「一万八千円」を「一万九千円」に改め、同表第七十一号の八中「九千円」を「一万円」に改め、同表第七十一号の九中「四千四百円」を「五千三百円」に改め、同表第七十一号の十中「千九百円」を「二千二百円」に改め、同表第七十二号中「二百円」を「二千二百円」に改め、同表第七十二号の二中「四百八十円」を「五百三十円」に改め、同表第七十三号中「八百四十円」を「九百円」に改め、同表第七十四号中「二百九十円」を「三百三十円」に改め、同表第七十五号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、同表第七十六号中「八千八百円」を「一万円」に改め、同表第八十五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同表第八十六号中「一万五千円」を「一万八千円」に改め、同表第八十七号中「九千円」を「一万千円」に改め、同表第八十八号中「三万六千円」を「四万二千円」に改め、同表第八十九号中「一万八千円」を「二万千円」に改め、

同表第九十号中「一万四千元」を「一万六千元」に改め、同表第九十号の二中「五万二千元」を「六万千元」に改め、同表第九十号の三中「二万六千元」を「三万二千元」に改め、同表第九十六号から第百二号までを次のように改める。

九十六から百二まで 削除

別表第三百三十三号の四中「七千五百円」を「九千三百円」に改め、同表第三百三十三号の五中「五千三百円」を「六千五百円」に改め、同表第三百三十三号の六及び第三百三十三号の七中「二千五百円」を「三千元」に改め、同表第三百三十五号中「一万四千元」を「一万七千元」に、「二万八千元」を「三万四千元」に改め、同表第三百三十六号中「二千八百円」を「三千五百円」に、「五千七百元」を「六千九百元」に改め、同表第三百三十七号中「二千五百円」を「二千五百円」に、「千六百元」を「千九百元」に、「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第三百三十七号の二中「八百円」を「千円」に改め、同表第三百三十八号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第三百三十九号中「一万五千元」を「一万七千元」に、「三万七千元」を「四万三千元」に改め、同表第四百十号中「三千二百円」を「三千八百円」に改め、同表第四百十一号中「五千三百円」を「六千四百円」に改め、同表第四百四十一号の二及び第四百四十一号の三中「七百元」を「七百六十円」に改め、同表第四百四十二号中「みつばちの」を削り、「二千元」を「二千三百円」に、「百三十円」を「百五十円」に改め、同表第四百四十三号及び第四百四十四号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第四百四十五号中「六百四十円」を「六百七十円」に改め、同表第四百四十六号中「千三十円」を「千四百円」に改め、同表第四百五十号及び第四百五十一号中「六千八百円」を「七千九百円」に改め、同表第四百六十三号の四中「千七百元」を「千九百円」

に改め、同表第六十七号及び第六十八号中「三千元」を「三千六百元」に改め、同表第七十号中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表第七十一号及び第七十二号中「千五百円」を「千二百円」に改め、同表第七十三号中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表第七十四号中「二千四百円」を「二千九百元」に改め、同表第七十五号中「二千元」を「二千四百円」に改め、同表第七十六号及び第七十七号中「四百二十円」を「五百円」に改め、同表第七十八号中「二百二十円」を「二百七十円」に改め、同表第七十八号の三中「四千五百円」を「四千五百円」に、「五千九百元」を「六千八百円」に、「六千三百円」を「七千二百円」に、「六千七百元」を「七千七百元」に改め、同表第七十八号の四中「千九百元」を「二千三百円」に改め、同表第七十八号の五中「二千九百元」を「三千五百円」に改め、同表第七十八号の六中「二千二百円」を「二千三百円」に、「二千九百元」を「三千三百円」に、「三百円」を「三千六百元」に、「三千四百円」を「三千九百元」に改め、同表第七十八号の七中「三百円」を「四百十円」に改め、同表第七十九号中「三万千元」を「三万七千元」に、「六千二百円」を「七千五百円」に改め、同表第七十九号の二中「二万七千元」を「三万二千元」に、「一万九千元」を「二万二千元」に改め、同表第八十号中

「総トン数の変更に係る場合

知事が船舶の検査を行う場合 一隻につき 二万円

知事が船舶の検査を行わない場合 一隻につき 三千百円

その他の場合 一隻につき 三千百円

を

「総トン数の変更に係る場合

知事が船舶の検査を行う場合 一隻につき 二万四千元

知事が船舶の検査を行わない場合 一隻につき 三千七百元

その他の場合 一隻につき 三千七百元

に改め、

同表第八十一号から第八十三号までの規定中「三千百元」を「三千七百円」に改め、同表第八十四号中「八千三百円」を「一万千円」に改め、同表第八十五号中「七百三十円」を「九百円」に改め、同表第八十六号中「総トン数の測定を行う場合」を削り、「二万七千円」を「三万二千円」に、「一万九千円」を「二万二千円」に改め、同表第八十七号中「七万円」を「八万円」に、「三万円」を「四万円」に改め、同表第八十七号の二中「三万円」を「四万円」に改め、同表第八十八号中「二万七千円」を「三万二千円」に改め、同表第八十九号中「二万五千円」を「三万円」に改め、同表第九十五号中「七千円」を「八千四百円」に、「一〇〇」を「開発区域の面積が」に、「一万七千円」を「二万千円」に、「三万五千円」を「四万二千円」に、「七万円」を「八万四千円」に、「十万円」を「十三万円」に、「十四万円」を「十七万円」に、「十七万円」を「二十一万円」に、「二十四万円」を「二十九万円」に、「一万円」を「一万三千円」に、「二万四千円」を「二万九千円」に、「五万二千円」を「六万三千円」に、「九万八千円」を「十二万円」に、「十六万円」を「十九万円」に、「二十二万円」を「二十六万円」に、「二十七万円」を「三十三万円」に、「三十八万円」を「四十六万円」に、「二十一万円」を「二十五万円」に、「三十一万円」を「三十八万円」に、「四十一万円」を「五十万円」に、「五十三万円」を「六十四万円」に、「七十一万円」を「八十五万円」に改め、同表第九十六号中「七十一万円」を「八十五万円」に改め、同表第九十六号中「七十一万円」を「八十五万円」に、「新たに土地」を「新たな土地」に、「八千六百円」を「一万円」に改め、同表第九十七号中「三万七千円」を「四万五千円」に改め、同表第九十八号中「二万千円」を「二万五千円」に改め、同表第九十九号中「五千七百円」を「六千七百円」に、「〃」を「敷地の面積が」に、「一万五千円」を「一万八千円」に、「三万二千円」を「三万八千円」に、「五万七千円」を「六万七千円」に、「八万円」を「九万四千円」に改め、同表第九十九号の二中「六千五百円」を「七千二百円」に、「〃」を「宅地の面積が」に、「九千八百円」を「一万二千円」に改め、同表第二百号中「千四百円」を「千七百円」に、「二千二百円」を「二千六百円」に、「一万四千円」を「一万七千円」に改め、同表第二百一号中「三百八十円」を「四百五十円」に改め、同表第二百二号中「十万円」を「十三万円」に、「〃」を「造成宅地の面積が」に、「十六万円」を「十九万円」に、「二十一万円」を「二十五万円」に、「三十一万円」を「三十八万円」に、「四十一万円」を「五十万円」に、「五十三万円」を「六十四万円」に、「七十一万円」を「八十五万円」に改め、同表第二百三号及び第二百四号の二中「五千二百円」を「六千五百円」に、「〃」を「新築住宅の床面積の合計が」に、「七千二百円」を「八千四百円」に、「一万円」を「一万二千円」に、「二万九千円」を「三万四千円」に、「三万五千円」を「四万二千円」に、「四万七千円」を「五万六千円」に改め、同表第二百八号中「三万九千円」を「四万六千円」に改め、同表第二百九号中「三万六千円」を「四万二千円」に改め、同表第二百十号及び第二百十一号を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十五号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 占有動産（第四十八条―第五十二条）」を「第六節 第七節

占有動産（第四十八条―第五十二条）」に改める。

書類の様式（第五十三条）」

第六条第一項中「（様式第一号）」及び「（様式第二号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「解」を「解かい」に改め、「（様式第三号）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第七条第一項中「（様式第四号）」を削り、「解長」を「解長かい」に改め、同条第二項中「保管換え」を「保管換え」に、「交付された」を「交付をされた」に改め、同条第三項中「第一項本文の規定にかかわらず、」を削り、「知事又は解長」を「知事又は解長かい」に改める。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「生産品引継（報告、処

分同）書（様式第五号）」を「生産品引継書」に、「解長」を「解長かい」に改め、同条第二項中「解長」を「解長かい」に改め、同条第三項中「解長」を「解長かい」に、「受払」を「受払い」に改め、同条第四項を削る。

第九条第一項中「（様式第六号）」を「（様式第一号）」に改め、「（様式第七号）」及び「（様式第八号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「解長」を「解長かい」に改める。

第十一条の見出しを「（出納の記載）」に改め、同条中「（様式第九号）」を削り、「登記しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第十五条第一項中「（様式第十号）」を削り、「行なわなければ」を「これを行わなければ」に改め、同条第二項中「（様式第十一号）」を削り、「行なわなければ」を「これを行わなければ」に、「徴しこれにかえる」を「徴し、これに代える」に改める。

第十六条第一項中「（様式第十二号）」を削り、「より行なわなければ」を「その旨を記載しなければ」に改め、同条第二項中「よる」を「その旨を記載する」に改め、「（様式第十三号）」を削り、「より行なわなければ」を「その旨を記載しなければ」に改め、同条第三項中「解」を「解かい」に、「かえ」を「代えて」に改め、「（様式第十四号）」を削る。

第十七条第一項中「受払」を「受払い」に、「この限り」を「この限り」に改め、同条第二項中「受払」を「受払い」に改め、「（様式第十五号）」を削る。

第二十条中「（様式第十六号）」を削り、「行なわなければ」を「これを行わなければ」に改める。

第二十二条の見出しを「（貸付け及び返還の手続）」に改め、同条第一項中「（様式第十七号）」を「（様式第二号）」に改め、「（様式第十八



号)」及び「(様式第十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「(様式第二十号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十六条の見出しを「(分類換え)」に改め、同条中「の分類換」を「の分類換え」に改め、「(様式第二十一号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「を不用品に分類換する」を「の不用品への分類換えをする」に改め、「(様式第二十二号)」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条の見出しを「(保管換え)」に改め、同条第一項中「保管換を」を「保管換えを」に、「保管換の」を「保管換えの」に改め、「(様式第二十三号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「を保管換する」を「の保管換えをする」に、「保管換の」を「保管換えの」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「の保管換」を「の保管換え」に改め、「(様式第二十四号)」及び「(様式第二十五号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「解」を「解」に改め、「(様式第二十六号)」を削る。

第二十八条の見出しを「(修繕又は改造の請求等)」に改め、同条第一項中「(様式第二十七号)」及び「(様式第二十八号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「解」を「解」に改め、「(様式第二十九号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十九条中「(様式第三十号)」及び「(様式第三十一号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十一条第二項中「(様式第三十二号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「解」を「解」に改め、「(様式第三十三号)」を削り、同条第四項中「解」を「解」に改め、「(様式第三十四号)」を削る。

第三十二条第一項中「解」を「解」に、「分類換」を「分類換え」に改め、同条第二項中「解」を「解」に、「みずから」を「自ら」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「生産品引継(報告処分書)」を「生産品処分書」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十三条中「(様式第三十五号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十四条第二項中「(様式第三十六号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「解」を「解」に改め、「(様式第三十七号)」を削り、同条第四項中「解」を「解」に改め、「(様式第三十八号)」を削る。

第三十五条第一項中「(様式第三十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「解」を「解」に改め、「(様式第四十号)」を削り、同条第三項中「解」を「解」に改め、「(様式第四十一号)」を削る。

第三十七条中「解」を「解」に、「物品現在数報告書(様式第四十二号)」を、「物品現在数報告書」に、「解」を「解」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第四十条中「(様式第四十三号)」を削る。

第四十七条第一項中「(様式第四十四号)」を削り、同条第二項中「(

様式第四十五号)「を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十八条第一項中「(様式第四十六号)」及び「(様式第四十七号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「(様式第四十八号)」を削る。

第五十条中「(様式第四十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十二条第一項中「(様式第五十号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第七節 書類の様式

(書類の様式)

第五十三条 この規則に定める書類(物品寄附申込書及び物品借受申込書を除く。)の様式は、知事が別に定める。

様式目次を削る。

様式第一号から様式第五号までを削り、様式第六号中「(B列5号)」を削り、「(鑑加)」を「(鑑加)」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第七号から様式第十六号までを削り、様式第十七号中「(B列5号)」を削り、「(鑑加)」を「(鑑加)」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第十八号から様式第五十号までを削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「解長」を「解長」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「解長」を「解長」に改め、「督促歳入金整理簿及び」を削り、同条第二項中「解長」を「解長」に改め、同条第三項中「本庁」を「知事」に、「解」を「解長」に改める。

第十三条の見出しを「(欠損処分)」に改め、同条第一項を次のように改める。

欠損処分は、納入の通知をしている債権が次の各号のいずれかに該当することとなったときに、知事又は解長が欠損処分調書により行うものとする。

一 消滅時効が完成したものの(当該債権が消滅時効が完成しても債務者がそれを援用しなければ消滅しないものであるときは、債務者がその援用をしたものに限る。)

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条の七第四項又は第五項の規定により消滅し、又は消滅させられたもの

三 地方自治法第九十六条第一項第十号の議決があつたもの

四 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第七十一条の七  
第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により免  
除されたもの

五 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条  
例の規定により消滅し、又は放棄されたもの

第十三条第二項中「処分」を「規定により欠損処分」に改め、同条第三  
項中「欠損処分調書により本庁」を「知事」に、「臈」を「臈長」に、「  
通知しなければ」を「欠損処分調書を送付しなければ」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 部 条

様式第四号中「(B列5号)」を削り、「(課(臈名))」を「(課(臈  
名))」に改める。

様式第五号中「(B列5号)」を削り、

課 臈 名 を

課 (臈) 名 に改める。

様式第六号中「(B列5号)」を削り、「(課(臈名))」を「(課(臈)名  
(課(臈名))」に改める。

同様名(課(臈名))中「不納欠損」を「欠損処分」に、「当該年  
度内欄に朱書き別欄とする。」を「その額及び件数を当該年度内の収入額  
及び件数の下に朱書きする。」に改める。

様式第七号を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。